

## 札幌市営企業調査審議会病院部会 部会長及び部会長代理の選出について

札幌市営企業調査審議会条例第 6 条第 3 項において、「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。」こととされております。

また、病院部会では、慣例により、部会長代理も置いているところであります。

つきましては、下記の理由により、今 真人 委員（一般社団法人札幌市医師会副会長）を部会長として、早坂 浩司 委員（株式会社北海道医療新聞社常務取締役）を部会長代理として選任してはどうかと考えるので、別紙意見・質問票への御記入をお願いいたします。

### 部会長及び部会長代理（案）

#### ○部会長

今 真人 委員（一般社団法人札幌市医師会副会長）

（理由）

一般社団法人札幌市医師会副会長として、札幌市の地域医療に精通されており、「市民のため、『最後のとりで』として、地域の医療機関を支える」ことを使命とする市立札幌病院の運営管理の方針及び財務状況などを審議するにあたり、部会長として適任であるため。

#### ○部会長代理

早坂 浩司 委員（株式会社北海道医療新聞社常務取締役）

（理由）

株式会社北海道医療新聞社常務取締役として、国の医療政策や医療関係団体の動向等に精通されており、医療を取り巻く環境変化を踏まえながら、市立札幌病院の運営管理の方針及び財務状況などを審議するにあたり、部会長代理として適任であるため。

### 札幌市営企業調査審議会条例（抜粋）

（部会）

第 6 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会所属の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。